



令和2年度 奈良市が行う定期予防接種について

(令和2年4月1日現在)



予防接種の種類	対象者 ※注意・・・「至るまで・未満」は誕生日の前日になります。	標準的な接種年齢 (国が定める接種年齢)	接種回数		接種間隔	備考	
			初回	追加			
ヒブ感染症 不活化	生後2か月～5歳に至るまで ※接種開始時期によって接種回数が異なります。	接種開始が生後2～7か月に至るまで	初回	3回	27日(医師が必要と認める場合は20日)以上の間隔を置いて2回目・3回目を接種	ただし、初回接種は生後12か月までに行うこととし、それを越えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後27日(医師が必要と認める場合は20日)以上の間隔を置いて1回	
			追加	1回			初回接種終了後7月以上、標準的には13か月までの間隔を置いて1回
		接種開始が生後7～12か月に至るまで	初回	2回	27日(医師が必要と認める場合は20日)以上の間隔を置いて2回目を接種		
			追加	1回			初回接種終了後7月以上、標準的には13か月までの間隔を置いて1回
接種開始が1歳～5歳に至るまで	1回						
小児肺炎球菌感染症 不活化	生後2か月～5歳に至るまで ※接種開始時期によって接種回数が異なります。	接種開始が生後2～7か月に至るまで	初回	3回	標準的には生後12か月までに27日以上の間隔を置いて2回目・3回目を接種	ただし、初回2回目及び3回目の接種は生後24か月までに行うこととし、それを越えた場合は行わないこと。(追加接種は実施可能)また、初回2回目の接種が生後12か月を超えた場合、初回3回目の接種は行わないこと。(追加接種は可能)	
			追加	1回			標準的には生後12～15か月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔を置いて生後12か月に至った日以降に1回
		接種開始が生後7～12か月に至るまで	初回	2回	標準的には生後12か月までに27日以上の間隔を置いて2回目を接種		ただし、初回2回目の接種は生後24か月までに行うこととし、それを越えた場合は行わないこと。(追加接種は可能)
			追加	1回			
		接種開始が1歳～2歳に至るまで	2回	60日以上の間隔を置いて2回目			
接種開始が2歳～5歳に至るまで	1回						
B型肝炎 不活化	1歳に至るまで	生後2か月・3か月	3回	27日以上の間隔で2回目			
		生後7～8か月		1回目から139日以上あけて3回目			
B C G (結核) 生	1歳に至るまで	生後5～8か月	1回				
4種混合又はポリオ(ジフテリア百日せき破傷風ポリオ) 不活化	生後3か月～7歳6か月に至るまで	生後3～12か月	第1期	初回	3回	初回接種を20日以上の間隔を置いて2回目・3回目を接種	
		初回3回目終了後12～18か月		追加	1回		初回3回目終了後6月以上あける
ジフテリア破傷風(二種混合) 不活化	11歳～13歳未満	小学6年生 平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ	第2期	1回		小学校6年生で受けましょう。(11～13歳未満の方は無料です)	
水痘(水ぼうそう) 生	1歳～3歳に至るまで	1歳～1歳3か月までに初回接種を1回	2回	生後1歳以降に1回		※罹患した方は接種対象外となります。	
		初回接種終了後6月～12月までの間隔で1回		1回目から3月以上あけて2回目を接種			
麻しん風しん(MR) 生	1歳～2歳に至るまで		第1期	1回		1歳のお誕生日がきたら受けましょう。	
	平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ		第2期	1回		5歳児(年長児)で就学前の一年間の間に受けましょう。(接種期間は4/10～翌年3/31まで)	
日本脳炎 不活化	生後6か月～7歳6か月に至るまで	3歳	第1期	初回	2回	初回接種を6日以上の間隔を置いて2回目を接種	
		4歳		追加	1回		初回2回目終了後6月以上、標準的にはおおむね1年あける
	9～13歳未満	小学4年生 平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ	第2期	1回		※平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は特別措置として20歳に至るまで無料で受けることができます。※平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方で日本脳炎第1期の予防接種が完了していない方は9歳～13歳未満の間で残りの接種回数を無料で受けることができます。(詳しくは健康増進課までお問い合わせください。)	
ヒトパピローマウイルス感染症 不活化	小学6年生～高校1年生相当の女子	中学1年生	初回	2回	1月もしくは2月の間隔で2回目を接種	※現在、積極的に接種を勧めることを差し控えています。詳しくはホームページをご確認ください。※ワクチンが2種類あり、初回接種の接種間隔がそれぞれ異なります。	
追加	1回	初回1回目の接種から6月の間隔をあける					



- ・接種前には必ず「予防接種と子どもの健康」をよく読んで、必要性や副反応をよく理解したうえで接種を受けてください。
- ・平成25年1月1日生まれ以降の方は、生後1～2か月時に送付した予診票綴りの予診票を使用し、登録医療機関で接種を受けてください。それ以前に生まれた方については医療機関にある予診票を使用してください。
- ・長期にわたって療養を必要とする疾病にかかり、定期的な予防接種が受けられなかった方は、下記までご連絡ください。

問い合わせ先・・・奈良市健康医療部 健康増進課 管理係
電話 (0742) 34-5129